

## &lt;貸出用ロッカーの利用申し込みにあたって&gt;

## 1. 募集期限

令和6年3月13日（水）※期限厳守

## 2. 設置場所及び設置数

- ◆奈良県総合ボランティアセンター（橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター2F） 45個
- ◆奈良県協働推進センター（大和郡山市満願寺町60-1 郡山総合庁舎4F） 31個

## 3. 規格 幅39.3cm、高さ39.5cm、奥行き48.2cm

## 4. 使用料 無料

## 5. 利用期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

## 6. 貸出基準

- ①奈良県内に事務所を有し、県内で活動する団体であること。
- ②営利を目的としない団体であること。
- ③宗教活動を主たる目的としない団体であること。
- ④政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としない団体であること。
- ⑤特定の公職者若しくは公職の候補者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない団体であること。
- ⑥暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦奈良県協働推進センターの利用を申し込みする場合は、協働推進センター運営協議会に団体として登録すること。

上記①～⑦の全ての条件を満たすボランティア団体・NPO等に貸し出します。

## 7. 応募方法

別紙②申込用紙に必要事項を記入のうえ、メール、持参又は郵送で奈良県青少年・社会活動推進課まで申し込んでください。なお、提出の際は、裏面の記入を忘れないようにしてください。

※裏面の押印は不要となっています

※申込用紙は奈良県青少年・社会活動推進課ホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.pref.nara.jp/item/289413.htm#itemid289413>

## 8. 貸出決定

貸出決定した団体あて令和6年3月末までにその旨を通知します。なお、申込多数の場合は抽選により貸出団体を決定します。

## 9. その他

奈良県協働推進センターに設置した貸出用ロッカーの利用にあたっては、利用時に受付に提示する「利用者登録証」がないと入室できません。つきましては、貸出決定後は速やかに手続きをお願いします。「利用者登録証」の発行は各団体3名までで、顔写真の提出が必要です。

**郵送先・問合せ先**

奈良県 青少年・社会活動推進課 協働推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8715

メール提出先 [kyoudou@nvn.pref.nara.jp](mailto:kyoudou@nvn.pref.nara.jp)